明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○漁業センサス規則の一部を改正する省令（**農林水産**二九）　一

〔告　示〕

○対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する件（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**三）　五

○対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する件（**同**四）　五

○対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する件（**同**五）　五

○対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する件（**同**六）　六

○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**一六六）　三

○漁業センサス規則第五条第二項第一号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五五六）　三六

○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**三八六）　三七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　五九

特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、公立学校共済組合役員の退職及び就職・定款の一部変更、日本郵政共済組合定款の一部変更関係　九三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　四〇

会社その他
会社決算公告　一〇五

省令

○農林水産省令第二十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、漁業センサス規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十四日

農林水産大臣　野村　哲郎